

所得税(投資型)

耐震改修促進税制

自ら居住する住宅で、昭和56年以前の耐震基準で建築された住宅が、現行の耐震基準に適合させるための耐震改修工事を一定の区域内で行った場合、その耐震改修工事に要した費用と標準的な工事費用相当額のいずれか少ない金額(200万円を上限)の10%相当額を所得税から控除されます。

内容

改修工事の完了時期	平成18年4月1日～平成26年12月31日
期間	1年間
控除対象限度額 ※1	200万円
控除率	控除対象額の10%

※1:「改修に要した費用の額」と「改修に係る標準的な工事費用相当額」とのいずれか少ない金額が対象

主な要件

- ①そのものが主として居住の用に供する家屋であること。
- ②昭和57年5月31日以前に着工されたものであること。
- ③現行の耐震基準にてきごうしないものであること
- ④対象となる区域内であること

※対象になる区域とは地方公共団体が耐震改修計画に基づき、耐震改修工事を補助している地域、及び耐震診断のみを補助している地域
対象物件が計画区域ないかどうかについては、物件所在地の都道府県もしくは市区町村の建築部または住宅部局にお問い合わせ下さい。

手続き

下記の書類を添付し、納税地の所轄税務署にて確定申告を受けてください。

添付書類

- ①耐震改修証明書
- ②住民票の写し
- ③登記事項証明書、請負契約書、売買契約書など
- ④住宅耐震改修特別控除金額の計算明細書(税務署にて所得)